

共催・協力名義制度の ご活用にあたって

(公財) 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

- 大会の成功には、市町村の皆様はもちろん、地域の団体と連携した盛り上げも不可欠となります。
- 地域の行事やスポーツイベント、国際交流事業等と連携して「大会を一緒に盛り上げたい」と考えていただいている団体も「共催・協力名義制度」をご活用いただくことで、実施事業の（サブ）タイトルに大会名称等を使用することが可能となります。

■ 『アジア競技大会』の大会ブランドには、以下のようなものがあります。

【大会名称】

- ・ 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）
- ・ 20th Asian Games Aichi-Nagoya 2026

【大会略称】

- ・ 愛知・名古屋2026アジア競技大会
- ・ Aichi-Nagoya 2026 Asian Games 等

【スローガン】

IMAGINE ONE ASIA
ここで、ひとつに。

【エンブレム】



■ 『アジアパラ競技大会』の大会ブランドには、以下のようなものがあります。

【大会名称】

- ・ 愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会
- ・ Aichi-Nagoya 2026 Asian Para Games

【スローガン】

IMAGINE ONE HEART
こころを、ひとつに。

【大会別称】

- ・ 第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）
- ・ 5th Asian Para Games 2026 Aichi-Nagoya 2026 等

【エンブレム】



■ 『アジア競技大会』 及び 『アジアパラ競技大会』 のブランドを
使用可能なのは、

- ・ 開催都市（愛知県・県内市町村）
- ・ 会場所在自治体
- ・ 大会放送権者
- ・ JOC/JPC
- ・ 大会スポンサー
- ・ 組織委員会

ライツホルダーのみ

■ 上記の団体以外は、大会ブランドを使用することはできません。

地域の団体と一緒にあって大会を盛り上げるにはどうすれば…？

⇒ 『共催・協力名義制度』 をご活用ください！

【共催事業】 組織委員会が主体的に実施する事業を共同で企画運営

ライツホルダー（県内市町村・会場関連自治体など）のみ

【協力事業】 …他団体の実施事業を、広報的側面から支援

ライツホルダーのほか、

- ・ 地方公共団体等の行政機関
- ・ 国内競技連盟
- ・ 大学連携協定締結大学
- ・ 公益法人
- ・ その他これらに準じる非営利団体 等

- **実施主体だけでなく、事業内容も考慮いたします。**
- **原則として、実施する事業が、以下すべてに該当している必要があります。**
 - ① **事業の目的及び内容に公益性があり、開催気運醸成もしくは組織委員会の事業推進に寄与するものであること。**
 - ② **営利・宣伝を主たる目的としない事業**であること。
 - ③ **事業の対象者が広い範囲にわたるものであること。**
 - ④ **事業が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受ける恐れのないものであること。**
 - ⑤ **特定の思想、宗教及び政治的活動に基づいていないこと。**
 - ⑥ **事業の開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること。**
 - ⑦ **入場料、参加料等が、事業の目的及び内容に対し適当な額であること。**
 - ⑧ **共催名義の事業においては、事業内容についてOCAから了解を得ていること。**

■ 共催・協力名義制度の活用により、次のことが可能になります。

1. 組織委員会による“共催”もしくは“協力”名義の付与

例) 主催：〇〇市教育委員会

協力：(公財)愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

2. 実施事業のタイトルに『アジア競技大会』の名称使用

<共催事業> メインタイトルにも使用可

<協力事業> サブタイトルのみ使用可

例) 〇〇市スポーツシンポジウム

～愛知・名古屋2026アジア競技大会に向けて～

■ 共催・協力名義制度の活用により、次のことが可能になります。

3. 組織委員会との**広報連携**

組織委員会が利用可能な媒体での事業紹介、報道連携等の検討

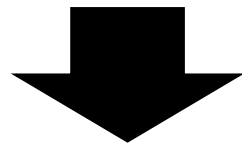
4. **大会エンブレム・スローガン等の利用**

ライツホルダーが実施事業の座組に入っている場合のみ

※ 4の場合『共催・協力名義』の使用申請に加えて、知的財産使用申請の手続きが必要となりますので、使用方法について事前にご相談ください。

- ライツホルダー以外の**営利団体が事業に関与している場合、共催・協力名義の付与にあたっては、“実行委員会形式”**をご検討ください。

なぜ、“実行委員会形式”をとる必要があるのか？



アンブッシュマーケティング防止のため

アンブッシュマーケティングとは…

無許可で組織委員会の管理する大会ブランドを使用したり、大会との関連があるように見せること。

⇒ ライツホルダーの権利が侵害され、大会マーケティングに影響があるため控えていただく必要があります。

- ・ 開催都市（愛知県・県内市町村）
- ・ 会場関連自治体
- ・ 大会放送権者
- ・ JOC
- ・ 大会スポンサー
- ・ 組織委員会

ライツホルダー

【例 1】

事業名：〇〇市国際交流フェスティバル
～アジア競技大会と一緒に参加しよう～

主催：〇〇市国際交流フェスティバル実行委員会

⇒ライツホルダー以外の営利団体の名称やロゴが、
ポスター、チラシ(表面)、パンフレット(表紙)、
Web(トップページ)等に表示されていなければ、
名義の付与が可能です。

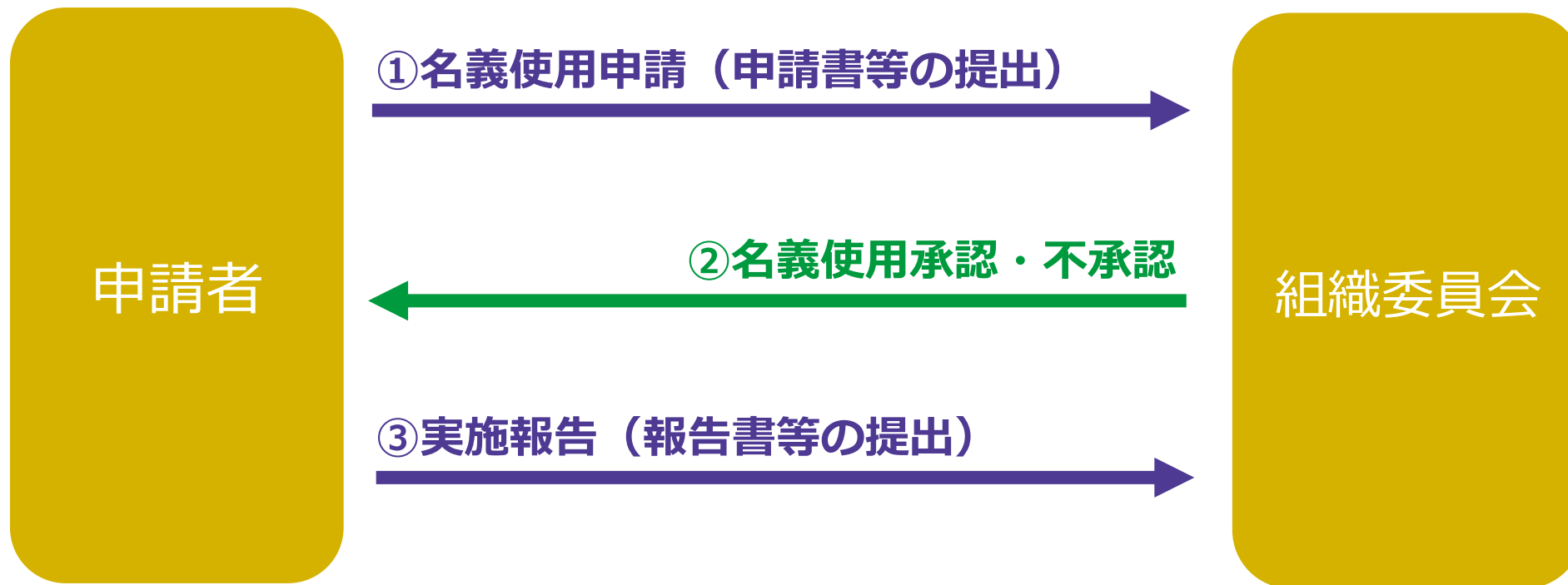
【例2】

事業名：〇〇市国際交流フェスティバル
～アジア競技大会と一緒に参加しよう～

主催：〇〇市国際交流フェスティバル実行委員会
(〇〇市、〇〇市国際交流協会、(株)◇◇◇)

⇒ライツホルダー以外の営利団体の名称やロゴが、
ポスター、チラシ(表面)、パンフレット(表紙)、
Web(トップページ)等に表示されている場合は、
名義の付与はできません。

- 記載されている営利団体によるアンブッシュマーケティングに該当するかどうかが名義承認の判断基準となります。
- 事業座組の表記の仕方などについて協議が必要となるため、名義の付与を希望される場合は、事業の大枠が固まる前にあらかじめご相談ください。



皆さんの“アクション”を、
「愛知・名古屋大会」の盛り上げに繋げてさせていただくために、
是非とも『共催・協力名義制度』のご活用をお願いいたします！

⇒ご不明な点がございましたら、

(公財) アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

広報メディア課 (052-746-9465)

ブランド・チケットング課 (052-746-9607)

までお問合せください。